

議第34号

京都市産業技術研究所条例の一部を改正する条例の制定について
京都市産業技術研究所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市産業技術研究所条例の一部を改正する条例
京都市産業技術研究所条例の一部を次のように改正する。
第1条第1項中「京都市下京区中堂寺南町134番地」を「京都市下京区中堂寺栗田町91番地」に改め、同条第2項及び第3項を削る。
第2条各号列記以外の部分中「研究所」を「京都市産業技術研究所（以下「研究所」という。）」に改める。
第4条中「会議室」を「ホール」に改める。
第6条第1項中「別表第2」を「別表第1」に改める。
第7条第1項中「別表第3」を「別表第2」に改める。
別表第1を削る。
別表第2備考以外の部分を次のように改める。

区 分	使 用 料	
	半 日	全 日
機 械 又 は 装 置 (1 台 に つ き)	10,000 ^円	20,000 ^円
実 験 室 又 は 実 習 室	12,500	25,000
講 義 室	2,500	5,000
ホ ー ル	10,000	20,000

別表第2備考2中「会議室」を「ホール」に改め、同表を別表第1とする。

別表第3 工業技術センターの項中

工業技術 センター	定 性 分 析	を
	定 量 分 析	
	半 定 量 分 析	
	物 性 試 験	
	鑑 定, 検 定 又 は 調 査	
	デザインの作成, 製 図又は設計	

定 性 分 析
定 量 分 析
半 定 量 分 析
物 性 試 験
鑑 定, 検 定 又 は 調 査
デザインの作成, 製図又は設計

に, 「5,000円」を「2,500円」に改め, 同

表繊維技術センターの項を削る。

別表第3 成績書の謄本の発行の項中「250円」を「350円」に改め, 同表を別表第2とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は, 市規則で定める日から施行する。ただし, 次項の規定は, 公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の許可の申請その他ホールを供用するために必要な準備行為は, この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 この条例による改正後の京都市産業技術研究所条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は，この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し，同日前の使用に係る使用料については，なお従前の例による。
- 4 改正後の条例別表第2の規定は，この条例の施行の日以後に依頼される分析等について適用し，同日前に依頼された分析等については，なお従前の例による。

提案理由

京都市産業技術研究所の位置を変更するとともに，使用料及び手数料の適正化を図る等の必要があるので提案する。